



## 事業主の皆様へ

平成28年8月20日  
社会保険労務士法人 リヴル総研  
代表社員 奥村 繁子

リオデジャネイロオリンピックも終わり少し物寂しさを感じております。  
皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、ストレス  
チェックの助成金、生涯現役起業支援助成金などを、お知らせいたします。

## 「ストレスチェック」実施促進のための助成金

平成27年12月よりストレスチェック制度が施行されております。従業員数50人以上の事業場様におかれましては今年の11月までにストレスチェックの実施をお済ませ下さい。

さて、50人未満の事業場様で従業員の方にストレスチェックを実施すると費用の一部が助成されます。

### <1>手続きの流れ

#### ①小規模事業場登録の届出

(届出期間：～平成28年11月30日(消印有効))

#### ②登録届受付通知書の受取

#### ③ストレスチェックの実施について審議

ストレスチェックの実施について産業医から助言、労使での審議、従業員への説明・情報提供などを行う

#### ④ストレスチェックの実施

医師又は保健師によるストレスチェックを実施し、従業員へ結果を通知する

#### ⑤ストレスチェックに係る産業医による面接指導などの実施

ストレスチェック実施後、従業員からの申出に対して面接指導などを行う

#### ⑥ストレスチェック助成金支給申請

(申請期間：～平成29年1月31日(消印有効))

#### ⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

### <2>要件(全て満たしていることが必要です)

#### ①労働保険の適用事業場であること

#### ②派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること

#### ③ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること

(登録後3か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること)



- ④事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること
- ⑤ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること

### <3>助成対象・助成金

#### ①ストレスチェック（年1回）を行った場合

1 従業員につき**500円**を上限として、その実費額を支給

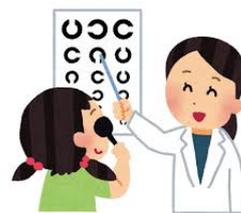
#### ②ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合

1 事業場あたり、**産業医1回の活動につき21,500円**を上限として、その実費額を支給（支給対象とする産業医活動は、1事業場につき年3回を上限とする）

事業場が50人以上になると義務となっている事項はストレスチェックの実施以外にもあります。

- 衛生管理者の選任
- 安全管理者の選任
- 産業医の選任
- 衛生委員会の設置
- 健康診断の結果報告を監督署に提出する

そろそろ50人になりそうだなと感じましたら早めに対処することをお勧めします。



詳しくは、リヴル総研までお問合せください。

## 生涯現役起業支援助成金

中高年齢者以上の方が起業した場合に一部の費用に対して助成金が支給されます。

### <主な支給要件>

- 起業者が起業した法人または個人事業の業務に専ら従事すること。
- 起業者の企業基準日における年齢が**40歳以上**である。
- 起業基準日から起算して11か月以内に「雇用創出措置に係る計画書」を提出し、都道府県労働局長の認定を受けていること。なお、認定に当たっては、特定創業支援事業を受けた者であることが必要になります。
- 計画書で定めた計画期間内（12か月以内）に対象労働者を一定数以上新たに雇い入れること。（高年齢者（60歳以上の者）を2名以上 または中高年齢者（40歳以上の者）を3名以上）
- 支給申請書提出日において、計画期間内に雇い入れた対象労働者の過半数が離職していないこと。

- 企業基準日から起算して支給申請日までの間における離職者の数が、計画期間内に雇い入れた対象労働者の数を超えていない事業主であること。
- 計画期間の初日から起算して6か月前の日から支給申請日までの間（基準期間）に、解雇など事業主都合により被保険者を離職させていない事業主であること。
- 支給申請書提出日における被保険者数の6%を超える被保険者を、倒産・解雇などによる離職理由により、離職させていない事業主であること。

<支給額と助成対象費用>

起業者の区分	助成率	助成額の上限※3
起業者が高年齢者（60歳以上の方）の場合	2/3	200万円
起業者が上記以外（40～59歳の方）の場合	1/2	150万円

※3：助成対象となる費用（下記参照）ごとに助成額の上限があり、その合計額となります。

[助成対象となる費用]

募集・採用に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 民間有料職業紹介事業の利用料</li> <li>▶ 求人情報掲載費用</li> <li>▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用</li> <li>▶ 就職説明会の実施に関する費用</li> <li>▶ 採用担当者が募集・採用活動を行うために要する費用（交通費・宿泊費）</li> <li>▶ 対象労働者が求職活動を行っていた際に事業主が負担した費用（交通費・宿泊費）</li> <li>▶ 対象労働者が移転した際に事業主が負担した費用（引越費用、交通費・宿泊費）</li> <li>▶ 就業規則の策定費用</li> <li>▶ 職業適性検査の実施費用</li> <li>▶ 雇用管理制度の導入費用</li> <li>▶ 職場見学・体験（インターンシップ）の実施費用（募集に要する費用、参加者に支払った交通費・宿泊費）</li> </ul>
教育訓練に関する費用	▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に関する費用

[助成対象とならない費用]

- ▶ 出資金・資本金など
- ▶ 不動産・株式・国債などの購入費
- ▶ 人件費
- ▶ 原材料、商品の購入費用
- ▶ 消耗品、備品の購入費用
- ▶ 各種税金、その他国または地方公共団体に支払う費用
- ▶ 光熱水道 など

詳しくは、リヴル総研までお問合せください。



## 最低賃金

平成28年度地域別最低賃金時間額が10月から引き上げられます

福井県 732円 ⇒ 754円（見込み）  
（引き上げ額 22円）

## 福井市若年者正規雇用奨励金

事業所の所在地が福井市の事業主様にお知らせです！！

45歳未満の福井市民の方を、国のトライアル雇用から引き続き正規雇用へ移行した福井市内の中小企業を対象に、正規雇用から6か月経過後に奨励金を交付しています。

「トライアル雇用奨励金」の支給対象者が福井市在住の方（トライアル雇用開始時に45歳未満）で、助成金支給対象期間終了後も引き続き6か月以上正規雇用（平成25年4月1日以降にトライアル雇用を開始）している方は「福井市若年者正規雇用奨励金」の交付対象となります。支給額は1人につき12万円です。事前に受給資格認定の申請が必要で提出期限は、正規雇用から2か月以内です。詳しくはリヴル総研までお問合せください。

### トピックス



#### 2017年度から雇用保険料引下げ 経済対策の一環として政府方針

政府は、経済対策の一環として、雇用保険料率を2017年度から数年間にわたり引き下げることを決めました。企業側の負担を軽減することにより最低賃金の引上げに向けた環境を整えるためのもので、引下げ幅は年末までに詰める予定です。併せて、雇用保険の積立金が財源となっている育児休業時の給付金を拡充する方針で、給付金を受給できる育休の期間を半年伸ばし、最長2年とすることが検討されています。

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0776-68-1600

F a x 0776-68-1610